## 工事約款運用細則

## 1. 「工事に伴う費用の負担」関係

(1) 工事約款IVの規定により、お客さまが負担する工事費(以下「内管工事費」という。)及び工事負担金は、以下のとおり端数処理できるものとする。ただし、官公庁並びに建築事業者等からの申し込み工事については、商慣習に基づき、上位額の端数を切り捨てることができる。

合計金額	端数切捨金額
50 万円未満	100 円未満額
50 万円以上	1,000 円未満額

ただし、官公庁、建設設備業者等の申込み工事については、商慣習にもとづき合計金額が50万円未満であっても1,000円未満の端数を切り捨てることができる。

- (2) 工事約款IV (3) ② ハ に規定する「当社が別に定めた規格・工法」とは、日本ガス協会が制定する技術基準及び諸規程に準ずるものとする。
- (3) 工事負担金算定のための工事費の対象外となる計画導管の定義は、以下のとおりとする。
  - ① 需要量の増加に対応する安定供給(供給圧力の改善等)のために計画的に敷設する導管 → 幹線(「口径150A以上の導管」をいう。以下同じ。)としてガバナ間を接続するネットワーク工事、口径の大小にかかわらないループ化工事
  - ② 潜在需要が見込め当社が戦略的に開発する地区へ幹線として計画的に敷設する 導管 → 中長期計画等に基づく延伸工事
  - ③ 道路の造成・改修、下水道の普及等、他工事に併せ幹線として敷設する導管
  - ④ 将来の需要量の増加に対応して、当社の判断で行う増口径分

## 2.「工事費等の申し受け及び精算」関係

- (1) 工事約款V(1) 及び(2) により、内管工事費及び工事負担金は、原則として 工事完成日の前日までに申し受けることになっているが、次のいずれかに該当する 工事については「工事完成日以降の申し受け」の扱いをすることができる。
  - ① 債権保全上の危険性が低いと判断される官公庁等からの申し込み工事
  - ② 継続的取引があり、かつ、過去の取引において工事代金の支払トラブルがなく、 商慣習上やむを得ないと判断される建築事業者等からの申し込み工事
  - ③ 新規取引であっても、財務状況が健全であり、商慣習上やむを得ないと判断される建築事業者等からの申し込み工事
  - ④ 工事費が10万円未満の新設工事で、ガス使用申込者からの申し込み工事

- ⑤ その他やむを得ない事由があり、当社が特に必要と認めた工事
- (2) 工事約款V (4) 及び (5) の規定により、内管工事費を工事完成日以降に申し受ける場合は、原則として当社が請求後2ヶ月以内に一括払いで申し受けるものとする。ただし、当社が特に必要と認めた場合は、2ヶ月超又は分割払いとすることができる。
- (3) 工事約款V(5) に規定する「保安上の理由により取り替える工事」とは、白ガス経年管の取替工事をいう。
- (4) 工事約款V(4) から(6) に規定する「債権保全上必要と認める場合」とは、 以下の場合をいう。
  - ① 会社法上の会社整理中の場合若しくは和議法又は会社更生法の適用を申請中又 は適用を受けている場合
  - ② 破産宣告の申請中又は認定済みの場合
  - ③ 財務状況が著しく不健全若しくは過去の取引において工事代金の支払トラブル の発生等、債権の回収が困難と判断される場合
- (5) 工事約款V(7) に規定する「著しい差異」とは、算出金額に消費税相当額を加えた金額が次の場合をいい、「工事完成後」とは、内管工事の場合、工事の引渡日以降をいう。ただし、工事負担金の精算において、金額の確定に時日を要する本復旧費はその対象としない。
  - ① お客さまからお支払いいただくときは、1件当たりの精算金額が1,000円以上の場合
  - ② 当社が支払うときは、1件当たりの精算金額が500円以上の場合

## 3. 実施期日

令和7年2月1日

[令和7年2月1日 制定実施]